

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会  
社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設  
定について

(諮問第3073号)

<目 次>

|   |   |       |     |
|---|---|-------|-----|
| 1 | 報告書   | ..... | 1   |
| 2 | 答申書（案）  | ..... | 5   |
| 3 | 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会<br>社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定<br>について | ..... | 7   |
| 4 | 参考資料  | ..... | 1 1 |



平成27年5月19日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

基本料等委員会  
主査 辻 正 次

報 告 書

平成27年3月31日付け諮問第3073号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は諮問のとおり設定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙のとおりである。



「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する  
特定電気通信役務の基準料金指数の設定」に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

| 意見提出者(計2件) |           |                |              |      |
|------------|-----------|----------------|--------------|------|
| 受付         | 意見受付日     | 意見提出者          | 代表者氏名等       |      |
| 1          | H27年4月4日  | 個人             | -            | -    |
| 2          | H27年4月30日 | ソフトバンクモバイル株式会社 | 代表取締役社長兼 CEO | 宮内 謙 |

# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務 の基準料金指数の設定についての意見及びそれに対する考え方

## 1 料金指数の設定について

| 意見1 料金指数の設定に当たっては消費税の影響は考慮されているのか。  | 考え方1  |
|---|---|
| <p>物価や費用等に対しては、消費税が大きく影響すると思いますが、この点は、どのように考慮したのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p> | <p>御指摘のとおり、消費税を含めて料金指数を算出した場合、消費税率が変更された場合に事業者の自主的な経営効率化によらず料金指数に影響を与えてしまうことから、料金指数算出の際には消費税を除いている。</p> |

## 2 その他

| 意見2 競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカッパやPSTNの接続料は需要の減少にコスト削減が追いつかないことから上昇傾向にある。競争可能な環境が継続的に維持されるよう、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要がある。   | 考え方2                                |
|--|-------------------------------------|
| <p>プライスキヤップ制度は、利用者に及ぼす影響が大きい電気通信役務について、支配的事業者の地位を濫用した料金の値上げを抑制し、利用者利益を保護するための規制として、一定の役割を果たしてきたと考えます。</p> <p>しかしながら、そもそもPSTNを利用した電話サービスは、需要の減少傾向が続いており、サービスを提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西殿」といいます。))は、2020～2025年を目途にPSTNをIPネットワークに移行する方針を掲げています。NTT 東西殿の当該サービスに係る利用者料金は、プライスキヤップ制度により上限が設定されていますが、接続事業者の原価となるPSTN接続料は、需要の減少による上昇が不可避であり、仮に、今後も上昇傾向が継続した場合、競争事業者においてプライスキヤップの対象となるNTT 東西殿の利用者料金と競争可能な料金の設定が困難になることも懸念され、接続事業者のサービス提供及び競争環境の維持は困難になると考えられます。</p> <p>総務省殿においても、ドライカッパ接続料についてコスト見直しを実施頂いたほか、PSTN接続料についても、LRICモデル見直しの議論が進行しているところと理解していますが、どちらの接続料も今後継続して接続料の上昇傾向が見込まれることから、接続料に係る検討においては、利用者料金におけるプライスキヤップ規制も考慮し、議論を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>また、中期的観点に立つと、PSTNを利用するサービスは接続事業者を含め代替サービスへの移行が必要となる可能性があることから、消費者利便を保護するためにも、NTT 東西殿においてマイグレーションのより具体的な計画を明らかにするとともに、包括的なマイグレーションを含めた通信政策を策定するために、総務省殿において関係者との議論の場を設けて頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクモバイル)</p> | <p>本意見募集に対する直接の御意見でないため参考として承る。</p> |

案

情 郵 審 第 ※ 号

平成27年 5 月 19 日

総 務 大 臣

山 本 早 苗 あて

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 多 賀 谷 一 照



答 申 書

平成27年 3 月 31 日 付 け 諮 問 第 3073 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、 下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定については、諮問のとおりとすることが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。





# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

## 1. 背景

総務大臣は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第21条に基づき、特定電気通信役務に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると思われる水準の料金を料金指数により設定し、その料金指数を基準料金指数として、その適用する日の90日前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知することとしている。

基準料金指数は、電気通信事業法施行規則(以下「規則」という。)第19条の5第1項に定める次式により算定することとし、同条第2項に基づき適用期間は毎年10月1日から1年としている。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

生産性向上見込率(以下「X値」という。)は、同条第4項に基づき3年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定することとしている。現在のX値の有効期間は平成27年9月末までであることから、平成27年10月から平成30年9月末の間で適用する次期X値を新たに算定する必要がある。

次期X値の算定に当たっては、総務省において平成27年2月より「プライスキップの運用に関する研究会」(座長:辻正次 兵庫県立大学教授)を計3回開催し、X値の考え方について整理を行った。

## 2. 諮問事項

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)に対して平成27年10月から適用する基準料金指数を以下のとおり設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問を行うものである。

| 区分(バスケット)                  | H26. 10~H27. 9 | H27. 10~H28. 9 |
|----------------------------|----------------|----------------|
| 音声伝送バスケット※ <sup>1</sup>    | 92.7           | 94.8           |
| 加入者回線サブバスケット※ <sup>2</sup> | 100            | 102.3          |

※1… 規則第19条の4第1号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東西が設定する加入電話・ISDNの基本料・通話料等、公衆電話の通話料等を指す。

※2… 規則第19条の4第2号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東西が設定する加入電話・ISDNの基本料・施設設置負担金を指す。

## 【参照条文】

### 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 （略）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができる認められる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 （略）

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第三十条第一項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三・四 (略)

# 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（特定電気通信役務の種別）

**第十九条の四** 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務
- 二 データ伝送役務
- 三 専用役務

（基準料金指数の算定方法等）

**第十九条の五** 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×（1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因）

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

**第十九条の六** 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数＝ $(\sum P_{t i} S_i \div \sum P_{o i} S_i) \times 100$

$P_{t i}$ は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

$P_{o i}$ は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で $P_{t i}$ に対応するもの

$S_i$ は、 $P_{t i}$ が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

（基準料金指数の通知期間）

**第十九条の七** 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

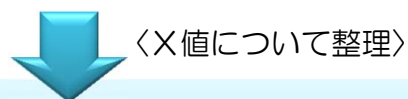
**「プライスカップの運用に関する研究会」 報告書概要**

# 生産性向上見込率（X値）の算定方法

## ミックス生産性準拠方式により生産性向上見込率（X値）を算定

事業者の収入、費用データの予測値に基づき次期X値の適用期間（3年間）の最終年度に特定電気通信役務の収支が相償する水準にX値を算定する方式

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税}$$



$$\text{X値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税}) \div \text{収入}}$$

次期X値（平成27年度～平成29年度）の算定にあたり、適用期間の最終年度（平成29年度）の数値を算出

- (1) 特定電気通信役務の収入予測 … 固定電話回線数について2つのパターンで収入を予測
- (2) 特定電気通信役務の費用予測 … NTT東西の費用予測を元に、経営効率分析等を活用し費用を予測
- (3) 適正報酬額 … 正味固定資産価額等に基づき予測
- (4) 消費者物価指数変動率 … 政府機関等の公表値に基づき予測
- (5) 利益対応税 … 税法の規定により支払いを要する額を予測

## 参考値としてフル生産性準拠方式によりX値を算定

全要素生産性※向上率を基にX値を算定する方式

平成22年度から平成25年度のNTT東西の産出量（基本料・通話料収入）の伸び率と投入量（通信量、従業員数及び正味固定資産価額）の伸び率を比較し全要素生産性向上率を算定する。

※全要素生産性

産出物の伸びのうち、投入量（資本・労働）の増加による寄与では説明できない部分。

# 生産性向上見込率（X値）の算定方法（詳細）

## （1）特定電気通信役務の収入予測

- 固定電話の回線数について、2つのパターン（光IP電話などへの移行影響が縮小・拡大）で予測し、その回線数に基づき、収入を予測。

## （2）特定電気通信役務の費用予測

- NTT東西が、独自の効率化施策を織り込んで費用を予測。
- 研究会が、回線数減少に見合う費用削減の検証・経営効率分析（DEA・SFA）を行い、更なる削減可能額がないかを検証。

## （3）適正報酬額

- レートベースに 報酬率を乗ずることにより算出。報酬率は、上限値・下限値の間の中間値を採用。

## （4）消費者物価指数変動率

- 基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる会計年度の数値を用いることになっていることから、平成26年の実績値及び平成27・28年度の予測値を平均して算出。

## （5）利益対応税

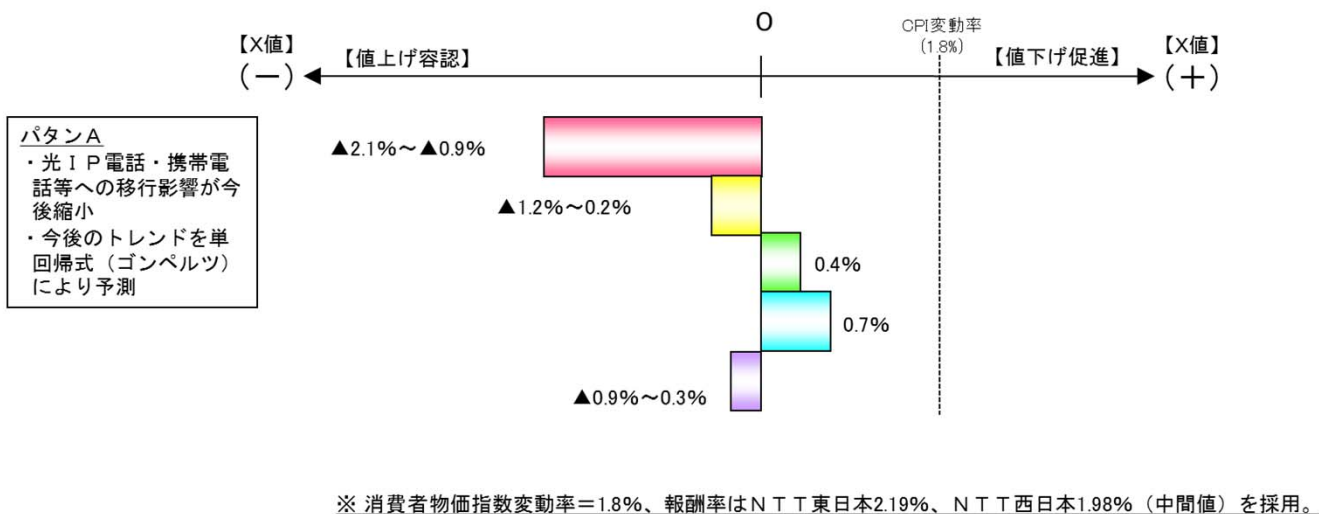
- 法人税などの税法の規定により実際支払われるはずの税額を算出。

# X値の算定に係る考え方の整理 (1/2)

## 音声伝送バスケットのX値の試算結果

- 前回の研究会で試算されたX値は、CPI変動率を中心に、プラス・マイナス両側に分散しており、X値を一意に定めることは困難であったことから、「X値=CPI変動率」としてきた。
- 今回試算された全てのX値がCPI変動率を下回っていることや、今後CPI変動率がプラスとなっていく予想を踏まえ、これまでの「X値=CPI変動率」ではなく、「X値=0.4%」と整理することが適当である。

X値の試算結果



(参考) 今後の基準料金指数の推移

| X値=0.4% | 基準料金指数 |
|---------|--------|
| H26.10- | 92.7   |
| H27.10- | 94.8   |
| H28.10- | 96.1   |
| H29.10- | 97.4   |

- NTT東西の収支予測に基づいた場合
- NTT東西の費用予測を検証し、さらなる削減可能額を反映した場合
- 経営効率分析(DEA)の結果計測された非効率を全て解消した場合
- 経営効率分析(SFA)の結果計測された非効率を全て解消した場合
- 平成22年度から平成25年度の全要素生産性(TFP)向上率の平均値に基づいた場合

※ CPI変動率を、  
平成26年(実績)=2.7%  
平成27年度(予測)=1.8%  
平成28年度(予測)=1.8%  
と仮定した場合。



# X値の算定に係る考え方の整理（2/2）

## 加入者回線サブバスケットのX値の取扱い

- これまでの研究会では、加入者回線サブバスケットについて、施設設置負担金について圧縮記帳後の収支しかないため、圧縮記帳がなかったものとみなしての収支予測が行えなかったことから、X値については一意に定めることなく、CPI変動率に連動させてきた。
- しかし、収入・費用の両面において、音声伝送バスケットに対して加入者回線サブバスケットの占める割合は年々高くなっており、近年両バスケット間は同一視できる水準になっている。
- したがって、加入者回線サブバスケットのX値については、前述の算定上の問題は引き続き存在するが、これまでの「X値=CPI変動率」ではなく、音声伝送バスケットでのX値算定の結果を準用し、「X値=0.4%」を用いることが適当である。

### 【音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの収入・費用の割合】

|    |        | H16年度 | H19年度 | H22年度 | H25年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 | NTT東日本 | 74.6% | 80.8% | 84.4% | 86.7% |
|    | NTT西日本 | 73.9% | 81.2% | 85.5% | 87.3% |
| 費用 | NTT東日本 | 74.8% | 87.3% | 88.9% | 90.1% |
|    | NTT西日本 | 75.2% | 87.5% | 90.1% | 90.5% |

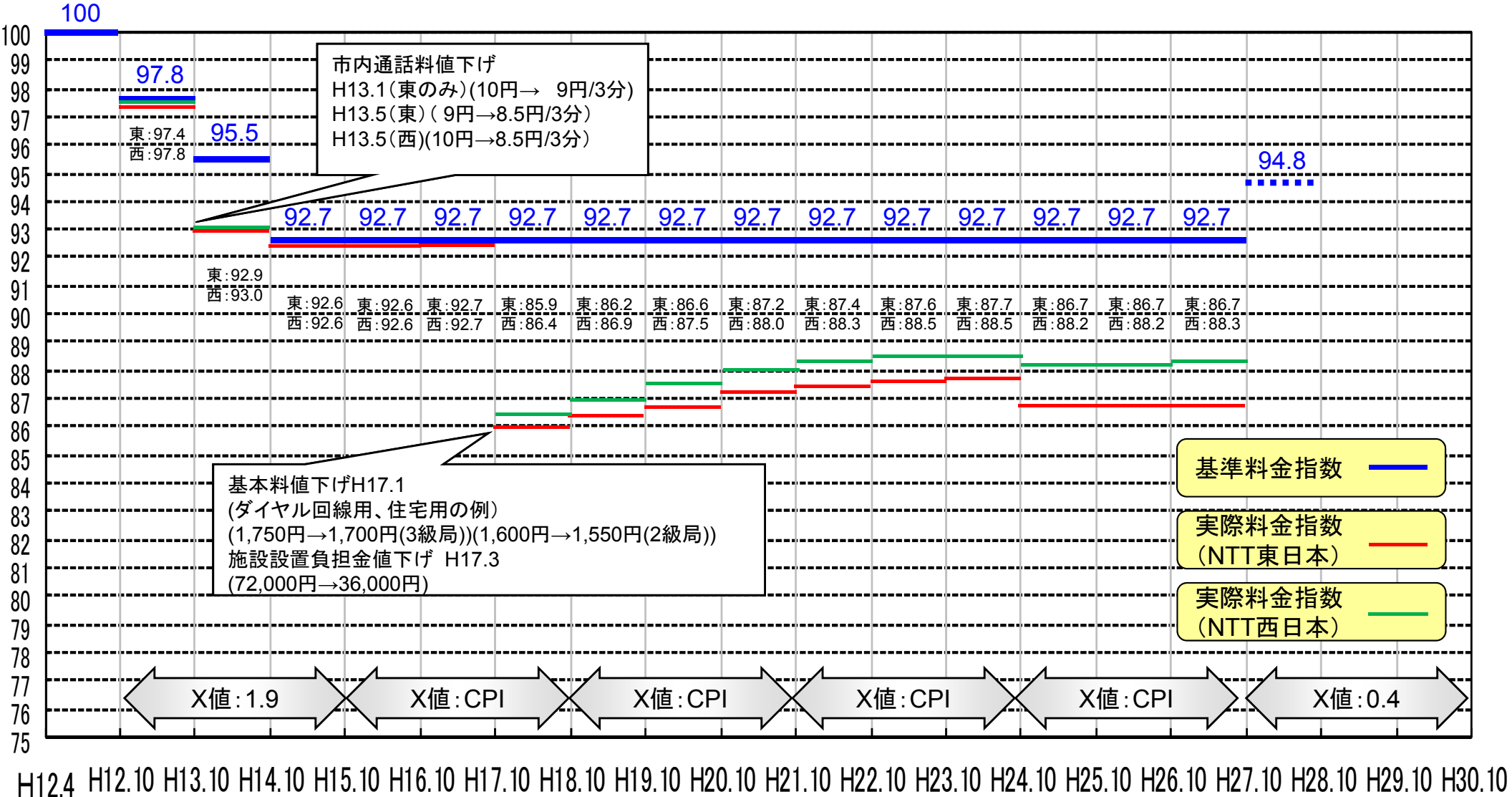
### （参考）今後の基準料金指数の推移

| X値=0.4% | 基準料金指数 |
|---------|--------|
| H26.10- | 100    |
| H27.10- | 102.3  |
| H28.10- | 103.7  |
| H29.10- | 105.2  |

※ CPI変動率を、  
 平成26年（実績）=2.7%  
 平成27年度（予測）=1.8%  
 平成28年度（予測）=1.8%  
 と仮定した場合。 15

# 料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

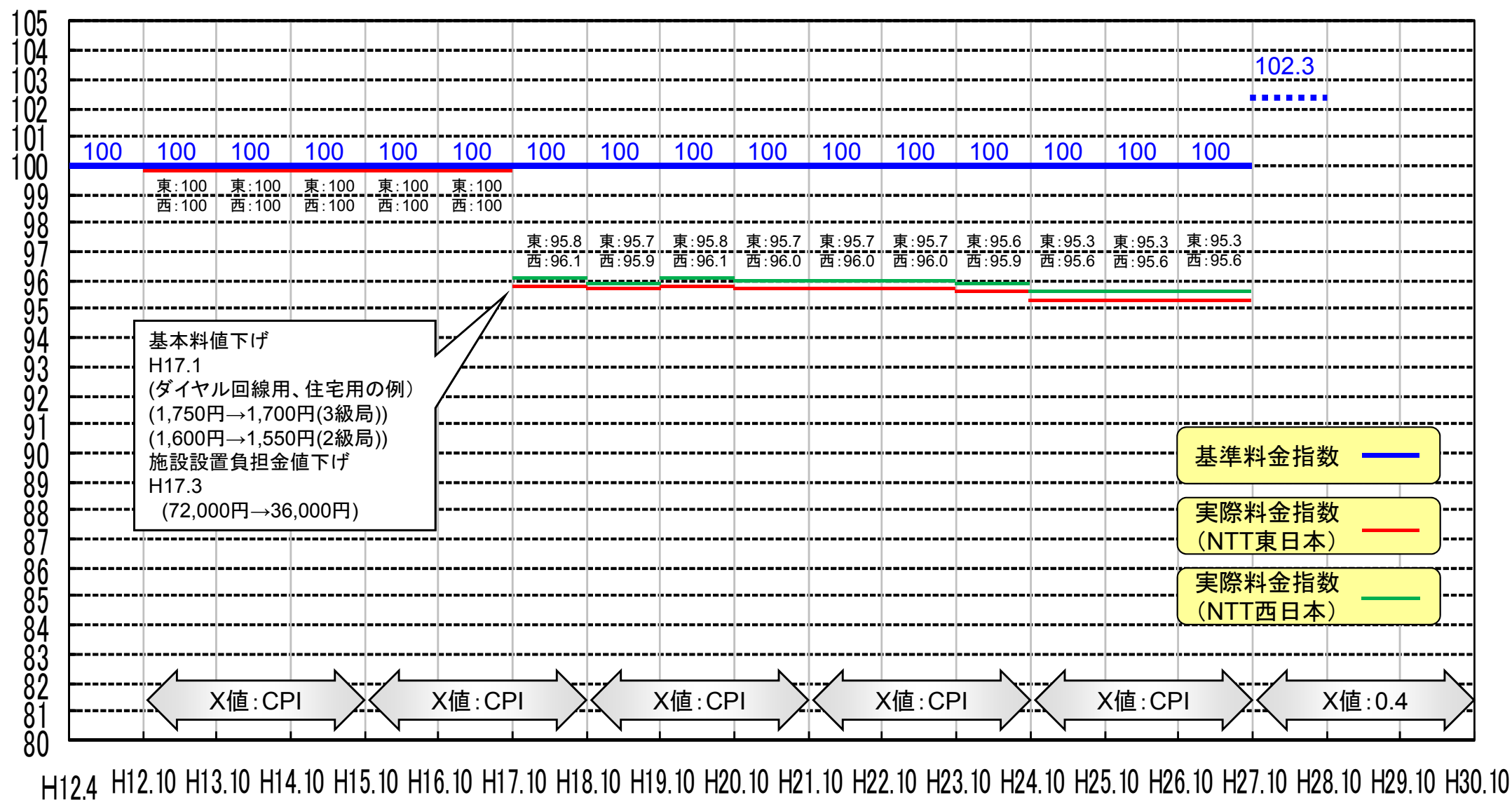


※ X値・・・生産性向上見込率

※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。

# 料金指数の推移 ② (加入者回線サブバスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



※ X値…生産性向上見込率  
 ※ 加入者回線部分は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料)を対象とする。